

1 情報公開審査会答申の概要

情報公開審査会答申第 587 号の概要

件名	特定の 2 法人の経緯報告書一部非公開の件（諮問第 638 号）		
請求文書の概要	特定の 2 法人から提出された経緯報告書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 11 月 16 日（收受）	諾否決定年月日	平成 24 年 12 月 14 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（建築指導課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 法人に関する情報であり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 		
不服申立年月日	平成 25 年 1 月 23 日（收受）		
不服申立ての趣旨	私が提出した要望書に対して、実施機関から文書で特定地の建築基準法違反及び建設リサイクル法違反に関する経緯報告書を事業者に提出させる旨の回答があったので、事業者から提出された報告書の中身を知りたい。		
諮問年月日	平成 25 年 2 月 5 日		
審査会の結論	不服申立ての対象となった情報のうち、一部は公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>建築主事を置く市町村内における既存建築物の除却工事にし、建築基準法（以下「法」という。）第 15 条第 1 項に規定する建築物除却届の届出義務違反が判明したという事案について、建築指導課は、建築統計の作成者の立場として、除却工事施工者（以下「甲法人」という。）及び新築工事に係る建築確認申請者の申請代理者（以下「乙法人」という。）から事情聴取を行った上で、届出義務について説明すると同時に、以後遅延なく届出するよう口頭による指導を行った。</p> <p>本件行政文書は、その際に甲法人及び乙法人（以下「両法人」という。）に提出を求めた文書であり、甲法人からは経緯報告書（以下「本件甲文書」という。）が提出され、乙法人からは経緯報告書（以下「本件乙文書」という。）として、経緯報告書の表紙（以下「表紙」という。）、経緯が記載された文書（以下「経緯」という。）並びに確認済証、建築確認申請書、立面図及び求積図（以下「その他添付書類」と総称する。）が提出された。</p> <p>本件行政文書について、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、本件甲文書についてはその全文を、本件乙文書については表紙及び経緯（以下「本件乙非公開情報」と総称する。）の全文を非公開とし、その他添付書類を一部非公開としたものである。</p> <p>（本件不服申立ての対象について）</p> <p>本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件甲文書及び本件乙非公開情報についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>(1) 本件甲文書について</p> <p>対象工事の届出番号、物件地番及び個人名は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>提出書類不備に関わる個人についての記載及び個人に対する個別の対応についての記載は、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 本件乙非公開情報について</p> <p>報告者氏名及び印影並びに件名は、個人が識別される情報であると認められる。</p> <p>また、経緯については、そのうち建築主、不服申立人及び乙法人との間のやりとりとして、個人的な係争に関わる個人の意識、財産状況若しくは個人の具体的行動に関する情報又は個人的な係争を推認させる情報（以下「本件乙個人係争情報」と総称する。）があり、これらの部分は、他人に知られたくない情報であり、仮にその中に含まれる氏</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>名を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、報告者氏名及び印影、件名及び本件乙個人係争情報(以下「本件乙個人情報」と総称する。)は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>本件甲文書の対象工事の届出番号、物件地番、個人名、提出書類不備に関わる個人についての記載及び個人に対する個別の対応についての記載(以下「本件甲個人情報」という。)並びに本件乙個人情報は、「法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、条例第5条第1号ただし書アからエに該当しないと判断する。</p> <p>(条例第5条第2号該当性について)</p> <p>1 本件甲文書について</p> <p>法第15条第1項に基づく届出義務の違反に対しては、法第102条第2項において、50万円以下の罰金を科すと定められている。</p> <p>実施機関は、両法人の届出義務違反は、比較的軽微なものであり、両法人に対して厳重な注意をするにとどめるを相当とし、告発をすべき事案ではなく、それにもかかわらず経緯報告書を公開するならば、法第15条第1項違反の事実が明らかとなり、類似の違反事件を引き起こした施工会社と比較して、両法人に生ずる不利益の度合いが大きくなると説明する。</p> <p>確かに、本件甲文書のうち本件甲個人情報を除く部分には、それを公開することにより届出義務違反の事実が明らかとなり得る記載の部分(以下「本件甲特記部分」という。)があるが、本件のような専門事業者がその事業に直接適用される法令上の義務を履行することは当然であり、法令上の義務違反に該当するということは、それが公開されたからといって当該事業者の正当な利益を害するとは必ずしもいえない。</p> <p>したがって、本件甲特記部分は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。</p> <p>本件甲文書の本件甲個人情報を除く部分のうち本件甲特記部分以外の部分については、当該法人の名称、文書の日付、記載事項の見出し等当該法人の利害に関わらない事項が記載されており、これらは条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。</p> <p>本件甲文書の本件甲個人情報について、実施機関は非公開理由として条例第5条第2号該当性を主張しているが、前述したとおり、同条第1号に該当するので、同条第2号の該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。</p> <p>2 本件乙非公開情報について</p> <p>本件乙非公開情報のうち本件乙個人情報について、実施機関は非公開理由として条例第5条第2号該当性を主張しているが、前述したとおり、同条第1号に該当するので、同条第2号の該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。</p> <p>本件乙非公開情報のうち本件乙個人情報を除く部分については、日付、時間その他当該法人の利害に関わらない事項が記載されており、これらは条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成26年4月24日(答申第587号)</p>

情報公開審査会答申第 588 号の概要

件名	口頭意見陳述に係る記録公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 639 号）		
請求文書の概要	神奈川県個人情報保護審査会（以下「個人審査会」という。）での口頭意見陳述関係記録（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 12 月 27 日（収受）	諾否決定年月日	平成 25 年 1 月 10 日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	知事（情報公開課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 8 条		
非公開理由	<p>・特定の個人が不服申立てを行っているか否かという情報（以下「本件情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書アからエのいずれにも該当しない。</p> <p>・本件請求は、特定個人の記録である本件行政文書を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が不服申立てを行っているか否かという条例第 5 条第 1 号に規定する個人に関する情報を明らかにすることとなるため、条例第 8 条に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 25 年 2 月 18 日（収受）		
不服申立ての趣旨	本件行政文書は異議申立人本人の個人情報であり、それを開示しないのは、原則開示と決めている条例に違反である。		
諮問年月日	平成 25 年 2 月 25 日		
審査会の結論	本件行政文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は、特定日に特定場所で行われた請求者本人による個人審査会の特定諮問案件（以下「本件個人案件」という。）に係る「口頭による意見陳述」の「録音」を含む全記録である。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について） 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、同号ただし書アからエのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 8 条該当性について） 本件請求は、個人名を特定した上で、本件個人案件に係る本件行政文書の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第 5 条第 1 号に規定する非公開情報である本件情報を公開することとなるものと認められることから、条例第 8 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。</p> <p>したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで非公開情報を公開することになるとして、存否を明らかにしないで公開を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成 26 年 7 月 18 日（答申第 588 号）		

情報公開審査会答申第 589 号の概要

件名	特定の県立高等学校における職員の健康診断結果一部非公開の件（諮問第 641 号）		
請求文書の概要	特定の県立高等学校（以下「本件学校」という。）における職員の健康診断結果（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 12 月 26 日	諾否決定年月日	平成 25 年 1 月 22 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（厚生課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	・個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 3 月 19 日		
不服申立ての趣旨	<p>本件行政文書において全ての記録が全く同じ形で非公開となっているが、本件行政文書は本件学校において発生した事故（以下「本件事故」という。）の検証のため必要な情報と考える。</p> <p>誰がどういう検査結果であるかということを知りたい訳ではなく、氏名、年齢、社員番号、生年月日、個人番号、性別などは公開を求めている。</p> <p>検診日については、特定の日付しか職員は知らされておらず、複数日に渡って検査が行われた事実は受診した本人以外知ることも無かったため、検診日の公開によって個人を特定又は推測することなどできない。</p> <p>検査記録、訴えのあった症状及び検診日のすべての公開を求めるものである。</p>		
諮問年月日	平成 25 年 4 月 5 日		
審査会の結論	異議申立ての対象となった情報のうち、一部は公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>本件行政文書は、本件事故を受けて本件学校において本件学校に勤務する職員を対象に実施された健康診断結果連名簿であり、これには受診者の氏名、年齢、性別、企画連番、検診日、社員番号、生年月日、個人番号、検査結果、医師の指示及び所見が記載されている。</p> <p>（本件異議申立ての対象について）</p> <p>本件異議申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、異議申立人自身に係る情報以外の情報と認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>(1) 本件行政文書に記載された情報のうち、氏名、年齢、社員番号、生年月日、個人番号は個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>性別については、これを明らかにすることは受診該当者の範囲を狭めることになり、限られた人数のうちの誰かという程度で健康診断の受診という他人に知られたくない情報が明らかになるので、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 本件行政文書に記載された情報のうち、検査結果、医師の指示及び所見は、他人に知られたくない心身の状況に関する情報であり、特定の時期の限られた人数による検査結果であることを踏まえれば、仮に氏名等個人を識別する情報を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(3) 本件行政文書に記載された情報のうち、検診日については、異議申立人や実施機関の説明によると、希望者それぞれが受診可能な時に順次受診したため特設検診日やその順番に法則性はなかったとのことであるから、検診日が公開されたからといって、当該個人が識別され得るとは認められない。したがって、検診日は条例第 5 条第 1 号本文に該当しないと判断する。</p> <p>(4) 本件行政文書に記載された情報のうち、企画連番とは、検診を行った病院により当該検診自体に付けられた番号である。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>当該企画連番は、個人の検診ごとに付されており、受診した当人は自分の企画連番が何番であるかを知っていることを踏まえると、例え個人が識別され得なかったとしても、企画連番が公開されると当該個人が困惑を覚えることは容易に想像されることから、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>なお、実施機関は、企画連番を明らかにすると検診日が明らかになり、結果的に個人が特定されるおそれがあるからと主張しているが、前記(3)で示したとおり、その点は非公開の理由とはならないと判断する。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>(1) 異議申立人は、今後同様の事故が起きないようにするため本件行政文書は公開するべきであると主張しており、同号ただし書工該当性を主張しているとも受け取れるので、以下審査会として判断する。</p> <p>(2) 同号ただし書工は、人の生命、身体等への危害が現に生じているか又は過去に生じた事象から類推して将来このような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から人を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものであるが、前記(1)、(2)及び(4)で条例第5条第1号本文に該当すると判断した個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、こうした情報には該当しないと認められることから、同号ただし書工には該当しないと判断する。</p> <p>(3) 本件個人情報は、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められないので、同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成26年9月24日(答申第589号)</p>

情報公開審査会答申第 590 号の概要

件名	特定の県立高等学校に係る文書等一部非公開の件(その2)(諮問第 643 号)		
請求文書の概要	<p>特定の職員(以下「本件職員」という。)が特定時期に作成した「本件学校対策 特定の事業者(以下「本件事業者」という。) 教育委員会作成書類ファイル」(以下「本件行政文書 1」という。)</p> <p>換気扇設置に関する資料(以下「本件行政文書 2」という。)</p> <p>特定の時期の旧教育施設課内の全ての会議録(以下「本件行政文書 3」という。)</p> <p>特定の時期に行われた特定の 3 者による会議録(以下「本件行政文書 4」という。)</p> <p>旧教育施設課、本件事業者、特定の民間業者の 3 者で行われた対策方針会議録(以下「本件行政文書 5」という。)</p> <p>特定の工事決定に関する会議録(以下「本件行政文書 6」という。)</p> <p>本件職員の特定の時期の出張復命書(以下「本件行政文書 7」という。)</p> <p>特定の工事実施計画書(以下「本件計画書」という。)及び特定の工事中止の経緯が記載された文書(以下「本件行政文書 8」という。)</p> <p>文部科学大臣から神奈川県(以下「県」という。)への指導内容が記載された文書及び文部科学省への回答文書(以下「本件行政文書 9」という。)</p> <p>本件学校と同様の防水工事を行った学校における室内化学物質調査の費用が記載された文書(以下「本件行政文書 10」という。)</p>		
請求年月日	平成 24 年 12 月 26 日	諾否決定年月日	平成 25 年 2 月 22 日
諾否の決定内容	一部非公開及び非公開(文書不存在)	実施機関	教育委員会(まなびや計画推進課)
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 1 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・保存期間満了後、処分されているため。 ・作成又は取得に関与した可能性のある職員への聞き取り調査及び現存する行政文書の確認を行ったが、作成又は取得の事実自体が確認できなかったため。 		
不服申立年月日	平成 25 年 4 月 17 日		
不服申立ての趣旨	<p>以下に掲げた文書は全て、本件学校で発生した事故(以下「本件事故」という。)に関する重要な資料であるため、再度の調査をし、公開することを要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件行政文書 1 について これは本件事故を起こした担当者のファイルであり、もっとも重要なものである。県は本件事故の検証を行ったとしてきたが、本件行政文書 1 を処分したという回答は、社会的常識から理解できない。 2 本件行政文書 2 について 本件行政文書 2 を請求した理由は、換気扇設置の工事費を負担したものに責任が存在することを証明するためである。 3 本件行政文書 3 について 本件事故に際して、旧教育施設課は具体的な説明をせず、理解できない内容の工事を本件学校に強制してきた。この工事は、本件事故が起きた現場を消し去りたかったとしか思えない。実施機関によると本件行政文書 3 も廃棄処分されたとのことだが、行政の犯罪的行為は、資料の処分で終わりにしてよいのか。 4 本件行政文書 4 について 特定の者に対して、旧教育施設課は、様々な重要な情報を提供していた。本件行政文書 4 の公開以外に、この重大な事実関係を明確にすることはできない。 5 本件行政文書 5 について 本件事故の当事者が何を話し合い決めたのか。県は行政改革として本件事業者に工事を丸投げし、事故が起きてもだれも責任を取らない体制になってしまった。 6 本件行政文書 6 について 特定の工事には正当性はない。本件事故に際しては、教室内からの待避と健康診断の実施を考えるべきであった。 7 本件行政文書 7 について 本件職員は、対策会議で非常に無責任な発言を続けた。本件職員が何を調べていたのか、何を隠そうとしていたのか、本件行政文書 7 は重要なものである。 		

	<p>8 本件行政文書 8 について 本件計画書は、極めて悪質な工事計画である。当時の学校教育担当部長によって中止を命じられたことから、この事実は明らかである。</p> <p>9 本件行政文書 9 について 国会にて特定日に行われた委員会において、大臣が「県の教育委員会とも十分な連携をとりながら、情報提供とか技術指導など対応を行ってまいりたい。」と答弁しているため、本件行政文書 9 は存在しているはずである。</p> <p>10 本件行政文書 10 について 当該調査については、検査費用を誰が負担しているかが問題である。業者であれば、工事のミスが明確になり、県が支出していれば、教育委員会の落ち度や責任を認めたことになる。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 25 年 5 月 7 日（受理）</p>
<p>審査会の 結論</p>	<p>異議申立ての対象となった情報を、存在しないとして公開を拒んだことは、妥当である。</p>
<p>審査会の 判断理由</p>	<p>（本件行政文書 1 ～本件行政文書 10 の存否について）</p> <p>1 本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 について</p> <p>(1) 本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 が存在していたと仮定して、当該文書の保存期間が何年間に該当するのか、審査会が神奈川県教育委員会行政文書管理規則第 9 条関係別表（以下「本件別表」という。）を元に確認したところ、以下のとおりとなった。</p> <p>ア 本件行政文書 1 について 本件行政文書 1 にどのような内容の文書が含まれるのか詳細は明らかではないが、担当者の手持ちファイルということから、様々な会議等で検討された事項や決定した対応策等が記載されていることが予想され、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」又は「12 1 から 11 までに掲げるものに類するもの」に該当すると考えられる。</p> <p>イ 本件行政文書 2 について 本件行政文書 2 にどのような内容の文書が含まれるのか詳細は明らかではないが、換気扇設置に関わる会議録であれば、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」に該当すると考えられ、工事費に関わる文書であれば、本件別表の 5 年保存とするもののうち、「11 予算、収入及び支出に関するもの（3 年保存とするものに属するものをのぞく。）」に該当すると考えられる。</p> <p>ウ 本件行政文書 3 ～本件行政文書 6 について 本件行政文書 3 ～本件行政文書 6 にどのような内容の文書が含まれるのか詳細は明らかではないが、会議録ということであれば、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」に該当すると考えられる。</p> <p>エ 本件行政文書 7 について 本件行政文書 7 については、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」又は「4 職員の服務に関するもの」に該当すると考えられる。</p> <p>オ 本件行政文書 8 について 本件行政文書 8 のうち、本件計画書について判断すると、一般に工事の計画については、当該計画の規模や契約金額の多寡、計画に至る経緯や関係者の状況等により、文書の位置づけ及びその保存方法は異なってくるものと思われるが、工事の「計画」という点から、本件別表の 5 年保存とするもののうち、「1 事業の計画及び実施に関するもの」、事業の検討経過という点から本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」又は実現に至らなかった計画という点から、本件別表の 1 年保存とするもののうち、「3 一時的な庁内外往復文書等」などといった項目に該当すると考えられる。 次に、本件行政文書 8 のうち、特定の工事中止の経緯が記載された文書について判断すると、工事などの実施や中止されるに至る経緯については一般的に何らかの会議や打ち合わせを経て策定されるのが通例であるから、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」に該当すると考えられる。</p> <p>(2) いずれにせよ、本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 については、存在していたとしても 3 年保存又は 5 年保存文書であることが推測され、当該項目に該当する文書は保存期間を満了し全て処分されていたことが確認された。当審査会が念のため実施機関が現在保有する文書を確認したところ、本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 は存在しなかった。 したがって、本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 について、存在していたとしても保存期間を満了し処分されているため存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 本件行政文書 9 について 当審査会が実施機関が現在保有する文書を確認したところ、本件行政文書 9 は存在しなかった。 実施機関の説明の他に本件行政文書 9 の存在を示すような特段の事情は認められないので、本件行政文書が存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。</p> <p>3 本件行政文書 10 について 本件行政文書 10 は、本件別表によると、5 年保存とするもののうち、「11 予算、収入及び支出に関するもの」に該当すると考えられ、当該項目に該当する文書は保存期間を満了し全て処分されていたことが確認された。当審査会が念のため実施機関が現在保有する文書を確認したところ、本件行政文書 10 は存在しなかった。 したがって、本件行政文書 10 について、存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 26 年 9 月 24 日 (答申第 590 号)</p>

情報公開審査会答申第 591 号の概要

件名	特定の県立高等学校における生徒の健康調査票一部非公開の件（諮問第 645 号）		
請求文書の概要	特定の県立高等学校（以下「本件学校」という。）で行われた生徒に対する健康調査（以下「本件健康調査」という。）に使用した調査票（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 2 月 15 日	諾否決定年月日	平成 25 年 3 月 29 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（県立高等学校）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	・個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 5 月 22 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>本件学校において発生した事故（以下「本件事故」という。）を受けて開催された保護者説明会（以下「本件説明会」という。）において、すでに生徒の健康被害の症状についての内容を公開しているものについて、情報公開で非公開とする必要性がない。</p> <p>学年、組に関しては、有害有機溶剤の広がりを検証する上でも重要な証拠である。</p> <p>具体的な記述に関しては、生徒の健康被害の実態を検証する上でも公開し、今後同様の事故が起きない様にするために必要である。</p> <p>実施機関は、個人が特定される可能性について主張しているが、どのようにして特定ができるのか大きな疑問である。</p>		
諮問年月日	平成 25 年 5 月 31 日		
審査会の結論	異議申立ての対象となった情報のうち、一部は公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>本件行政文書は、本件事故を受けて本件学校に在籍する生徒を対象に実施されたアンケート方式の健康についての調査票であり、これには記載者の学年、組、生徒番号、氏名を記載する欄（以下「氏名等記載欄」という。）、表形式で身体の症状が発生した場所、時期、その症状がおさまった時期等を記載する欄（以下「調査票本文」という。）及びその他の症状について自由に記入する欄（以下「自由記入欄」という。）とで構成されている。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>(1) 氏名等記載欄のうち、生徒番号、氏名は特定の個人が識別されるため、同号本文に該当すると判断する。学年、組については、その情報のみをもって個人が識別され得るとはいえず、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。</p> <p>(2) 調査票本文は、身体の症状があらかじめ類型として 10 項目挙げられており、それぞれの種類の症状の有無や時期、おさまった時期について 印を入れたり、記入したりする表形式のアンケートとなっている。調査票本文には、生徒の心身の状況や、部活動等個人の属性などを表す内容が記載されており、同号本文の該当性が問題となる。</p> <p>調査票本文における記載について、審査会が確認したところ、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえないと判断する。また、個人の心身の状況等に関する情報ではあるものの、類型化された症状の中から選択的に記入する方式であることなどから、個人の人格と密接に関係し、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとまではいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。</p> <p>(3) 自由記入欄には、生徒個人が自筆で自らの心身の状況や心情を吐露したものが記載されており、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、仮に氏名等個人を識別する情報を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>(1) 異議申立人は、今後同様の事故が起きないようにするため本件行政文書は公開するべきであると主張しており、同号ただし書工該当性を主張しているとも受け取れるので、以下審査会として判断する。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(2) 同号ただし書工は、人の生命、身体等への危害が現に生じているか又は過去に生じた事 態から類推して将来このような危害等が発生することが予測される状態が存在している 場合に、このような危害等から人を保護するために公開することが公益上必要であると認 められる情報は公開することを定めたものであるが、前記1(1)及び(3)で条例第5条第1 号本文に該当すると判断した個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、こうした情 報には該当しないと認められることから、同号ただし書工には該当しないと判断する。 (3) 本件個人情報は、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣 行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は「公務員等の職及び当 該職務遂行の内容にかかる情報」とは認められないので、同号ただし書アからウまでのい ずれにも該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成26年9月24日(答申第591号)</p>

情報公開審査会答申第 592 号の概要

件名	事業を営む特定個人の県税の徴収に関する文書非公開の件（諮問第 644 号）		
請求文書の概要	実施機関が、特定の期間に金融機関へ送付した特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 4 月 2 日（収受）	諾否決定年月日	平成 25 年 4 月 16 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	知事（県税事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	県税の徴収方法に関する資料については、公開することにより県の事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 4 月 25 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求した文書は「実施機関が特定期間に金融機関に対して送付した申請人に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書」であり、行政文書公開拒否決定通知書（以下「本件通知書」という。）に記載のある「県税の徴収方法に関する資料」ではない。 ・ 本件行政文書は、多数の金融機関に送付しているため、金融機関内部では不特定多数の人間が閲覧できる状況にある。このような状況下にある文書を公開しても、「正確な事実の把握を困難にするおそれ」「不当な行為を容易にするおそれ」「発見を困難にするおそれ」があるとは言えない。 ・ 本件行政文書のうち、金融機関から返送された回答の文書は、異議申立人の口座情報等が記載されている文書であり、その内容は異議申立人が当然理解している事実である。このことから、実施機関は、「本人が知っている事実を本人に公開すると、正確な事実の把握を困難にするおそれ」があると理由付けをしており、矛盾している。 		
諮問年月日	平成 25 年 5 月 9 日（収受）		
審査会の結論	実施機関が、事業を営む特定個人の県税の徴収に関する文書を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は、実施機関が特定の期間に金融機関へ送付した特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書である。</p> <p>（本件通知書の記載について） 当審査会で確認したところ、実施機関が特定した行政文書は特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書であり、対象文書の特定に誤りはないことが認められる。また、実施機関の説明によれば、本件行政文書を「県税の徴収方法に関する資料」と判断したことには、一定の合理性が認められる。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関においては、徴収事務を遂行するに当たり、様々な手法、ノウハウを用いて租税債権の確保を図っており、このような手法等が公開されることで、徴収事務を行うに際し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。 2 本件行政文書は、特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答であるが、本件行政文書を公開することで税務調査の対象とした金融機関が明らかとなり、何故その金融機関を調査の対象としたのかが推測される等、実施機関が県税を徴収する際の手法等が明らかになるおそれがあると認められる。 3 したがって、本件行政文書を公開すると、県税の徴収事務を遂行する際に用いているノウハウや手法等が明らかとなり、今後の事務遂行に当たり正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。 		
答申年月日	平成 26 年 9 月 24 日（答申第 592 号）		

情報公開審査会答申第 593 号の概要

件名	特定会議の議事録作成のための文書等非公開の件（諮問第 642 号）		
請求文書の概要	特定日に開催された特定の県立施設の見直し検討会（以下「検討会」という。）の議事録作成のための議事録音テープ、テープ起し原稿、事務方の発言メモ等審議内容のわかる行政文書（以下「本件不存在文書」という。）及び特定時期以降で、特定の県立施設の純化・集約化に関して組織内で検討した行政文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 1 月 21 日	諾否決定年月日	平成 25 年 2 月 4 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	教育委員会（生涯学習課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録音テープ：会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録であり、一時的に作成したものであることから、条例の対象となる行政文書は存在しないため。 ・テープ起し原稿：請求時点では作成途中であることから文書不存在であるため。 ・発言メモ：議事録作成に当たり補助的に用いることを目的に作成したもので、職員が単独で作成し、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、実施機関において管理していないものであることから、条例の対象となる行政文書は存在しないため。 ・その他審議内容のわかる行政文書：会議の事前・事後いずれにおいても作成していないことから文書不存在であるため。 ・本件行政文書：特定の県立施設の純化・集約化を含めた見直しについての検討は、県の緊急財政対策の一環として、実施機関の内部において、様々な可能性やその影響について考慮しながら行っており、本件行政文書を公開することは、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 		
不服申立年月日	平成 25 年 3 月 29 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録音テープ：テープ起し作業や議事録作成作業を恣意的に遅らせた場合は、「一時的」とは認められない。 ・テープ起し原稿：テープ起しに日数がかかっており、情報公開の迅速性・重要性の観点から大きな問題である。情報公開請求が空振りにならないために、条例上の行政文書になる作成終了日の情報を公開して欲しい。 ・発言メモ：非公開理由条例の解釈及び運用の基準（以下「基準等」という。）を根拠として知事部局でない教育委員会が非公開の理由を説明するのは違法である。仮に教育委員会でも基準が適用になるとしても、基準等に示された例示のいずれに該当するのか説明して欲しい。 ・その他審議内容のわかる行政文書：通常、議事録の原案を会議に参加した他の組織に確認しているはずであり、このときのメールやファックスのやり取りの文書は行政文書である。 ・本件行政文書：全てが本当に「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある」文書であると常識的には考えられない。実施機関が合理的な理由なく「おそれがある」と判断すれば、恣意的な情報開示拒否になってしまう。これは知事の情報の共有化、見える化の方針に反する。 		
諮問年月日	平成 25 年 4 月 9 日		
審査会の結論	<ul style="list-style-type: none"> ・本件行政文書は公開すべきである。 ・本件不存在文書の公開を拒んだことは妥当である。 		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>条例第 5 条第 3 号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当審査会において確認したところ、本件行政文書には、特定の県立施設の純化・集約化を含めた見直しについての検討の方向性、検討方針、検討内容、内部又は他の地方公共団体との調整状況、今後想定されるスケジュール等が記載されており、検討段階の未確定情報を含むものであると認められる。 ・ところで、条例第 5 条第 3 号にいう審議、検討又は協議に関する情報は県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、例外的に非公開とすることができる要件である「不当」については慎重な判断が必要である。 		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この観点から「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」は、どのような混乱が生じるのか具体的に明らかにすべきものである。ところが、実施機関はこの点につき、具体的混乱の内容を明らかにしていない。 ・仮に、実施機関において、本件行政文書の内容には検討段階の未確定な情報が含まれる故に県民に誤解を与えるおそれがあると判断したのだとしても、それは必要に応じて「未確定情報であって将来変更される可能性がある」ことなどを説明することで誤解を解くことが可能である。このことを踏まえて、審査会において本件行政文書を確認したところ、不当に県民の間に混乱を生じさせるほどの多様で複雑な情報が記載されているとは認められない。 ・したがって、条例第5条第3号には該当しないと判断する。 <p>(本件不存在文書について)</p> <p>1 議事録音テープについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当審査会において確認したところ、実施機関では担当者が当該検討会の議事録作成の補助として用いるために録音したものであり、また、当該検討会には審議要領等が定められておらず、検討会の録音は義務付けられていなかったと認められる。 (2) したがって、教育委員会が定める情報公開条例施行規則第2条第1号に規定する「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」に該当するため、条例第3条が規定する行政文書に該当しないと判断する。 <p>2 テープ起し原稿について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当審査会において確認したところ、当該検討会は2時間10分であり、当該検討会が開催された日から本件不存在文書について行政文書の公開請求が行われた日(以下「本件請求日」という。)までの期間は、3日間であったことが認められる。 (2) 本件請求日時時点で当該検討会のテープ起し原稿の作成が終わっていないとしても、不自然であるとはいえず、テープ起し原稿について、本件請求日時時点で作成途中であることから対象となる行政文書が存在しないとした実施機関の説明は、不合理とまではいえない。 (3) なお、作成途中のテープ起し原稿のうち、本件請求日時時点で作成されていた部分について実施機関は言及していないが、念のため、以下検討する。 (4) 公開請求の対象となる行政文書とは、条例第3条第1項において、「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定されており、この場合「実施機関において管理しているもの」とは、行政文書管理規則(平成12年教育委員会規則第14号)等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態に置かれているものをいうと解される。 (5) 作成途中のテープ起し原稿のうち、本件請求日時時点で作成されていた部分は、現に作成している最中の文書として事務担当者の手元に保管されており、他の職員が組織的に利用可能な状態に置かれていなかったことが認められたため、条例第3条が規定する行政文書に該当しないと判断する。 <p>3 発言メモについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当審査会において当該発言メモを確認したところ、当該発言メモは、事務担当者が議事録作成に当たり補助的に用いるために作成し、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用されたことが認められ、また、実施機関の職員が組織的に利用可能な状態に置かれていなかったことが認められる。 (2) したがって、実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関の説明に反する特段の事実も認められないことから、当該発言メモは、条例第3条が規定する行政文書に該当しないと判断する。 (3) なお、異議申立人は、教育委員会は基準等を根拠として情報公開を拒んだ理由を説明しているが、当該基準等は県民局長が知事部局の各所属長宛てに通知した行政内部の規定であり、知事部局でない教育委員会が当該基準等を根拠として非公開の理由を説明することは違法であると主張しているが、当審査会において確認したところ、教育委員会では、独自の基準等を定めていないが、自主的判断として知事が定めた基準等の例により取り扱うこととしていることが認められ、このこと自体に違法性があるとはいえない。 <p>4 その他審議内容のわかる行政文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前記2(1)のとおり、検討会開催日から本件請求日までは3日間しかなく、テープ起し原稿も作成途中であったことから、異議申立人が主張するようなその他審議内容のわかる行政文書が存在するとは考えにくく、実施機関の説明は不合理とまではいえない。
<p>答申年月日</p>	<p>平成26年12月11日(答申第593号)</p>

情報公開審査会答申第 594 号の概要

件名	県立施設のあるべき姿について検討した文書一部非公開の件（諮問第 646 号）		
請求文書の概要	特定の県議会定例会に向けた想定問答を除くこれまでの県の緊急財政対策に関して特定の県立施設のあるべき姿について検討した行政文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 7 月 17 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 31 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	教育委員会（生涯学習課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> 特定の県立施設のあるべき姿についての検討は、県の緊急財政対策の取組の一環として行っている。具体的には、県教育委員会の内部において、様々な可能性やその影響について考慮しながら、検討を行っている。 本件行政文書を公開することは、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第 5 条第 3 号に該当する。 		
不服申立年月日	平成 25 年 8 月 5 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 本件行政文書の全てが本当に「おそれがある」文書であるとは常識的には考えられない。 例えば、実施機関は、特定の県立施設の純化・集約化の検討に際し、同種の他都道府県立施設の実態調査を行っている。その基礎調査資料は、政策的な内容ではないのに、なぜ「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある」と判断できるのか不思議である。 実施機関が合理的な理由なく「おそれがある」と判断すれば、恣意的な情報開示拒否になってしまう。これは、知事の情報の共有化、見える化の方針に反する。 		
諮問年月日	平成 25 年 8 月 8 日（受理）		
審査会の結論	<ul style="list-style-type: none"> 本件行政文書は公開すべきである。 		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 3 号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 当審査会において確認したところ、本件行政文書には、特定の県立施設の純化・集約化を含めた見直しについての検討の方向性、検討方針、検討内容、内部又は他の地方公共団体との調整状況、今後想定されるスケジュール等が記載されており、検討段階の未確定情報を含むものであると認められる。 ところで、条例第 5 条第 3 号にいう審議、検討又は協議に関する情報は県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、例外的に非公開とすることができる要件である「不当」については慎重な判断が必要である。 この観点から「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」は、どのような混乱が生じるのか具体的に明らかにすべきものである。ところが、本件行政文書には検討会の構成員等すでに公表されている情報が含まれており、当該情報については不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれはなく、また、その他の情報についても実施機関は、具体的に想定される混乱の内容を明らかにしていない。 仮に、実施機関において、本件行政文書の内容には検討段階の未確定な情報が含まれる故に県民に誤解を与えるおそれがあると判断したのだとしても、それは必要に応じて「未確定情報であって将来変更される可能性がある」ことなどを説明することで誤解を解くことが可能である。このことを踏まえて、審査会において本件行政文書を確認したところ、不当に県民の間に混乱を生じさせるほどの多様で複雑な情報が記載されているとは認められない。 したがって、条例第 5 条第 3 号には該当しないと判断する。 		
答申年月日	平成 26 年 12 月 11 日（答申第 594 号）		

情報公開審査会答申第 595 号の概要

件名	特定団体の理事会の配付資料等一部非公開の件（その１）（諮問第 647 号）		
請求文書の概要	<p>特定団体（以下「本件団体」という。）の臨時理事会（以下「本件理事会」という。）の復命書及び配付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）</p> <p>配付資料の内訳は、座席表及び出席者名簿（以下「文書 1」という。）、評価委員会決定通知書（以下「文書 2」という。）、付議書（以下「文書 3」という。）、付議書添付資料（以下「文書 4」という。）、参考 1（以下「文書 5」という。）及び参考 2（以下「文書 6」という。）。</p>		
請求年月日	平成 25 年 5 月 8 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 8 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（文化課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> 事前に本件団体に対して意見書の提出機会を付与して、本件団体が自ら主体的に公表している情報の有無や、公開すると本件団体に不利益をもたらす情報の有無等を確認のうえ、慎重に検討を行った。 本件理事会では、本件構成員の解雇について審議されており、配付資料には、解雇された本件構成員に関する個人情報をもとより、関係者の個人情報が多く含まれ、かつ人事という本件団体の内部管理に属する事項に関わる情報が記載されている。このため、条例第 5 条第 1 号及び第 2 号該当により、一部の情報を非公開とした。 		
不服申立年月日	平成 25 年 9 月 6 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 今回の一部公開では、本件理事会での審議内容の全貌が明らかでなく、特に本件団体構成員（以下「本件構成員」という。）の解雇に係る解雇理由など審議内容が明らかになっていないとするものである。 		
諮問年月日	平成 25 年 9 月 19 日		
審査会の結論	<ul style="list-style-type: none"> 本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。 		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号及び第 2 号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> （文書 1）非公開とした情報（以下「非公開情報 1」という。）は、理事長、副理事長並びに専務理事以外の理事及び評価委員ほか一部出席者の氏名・所属である。本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体のホームページにおいても公開されているが、理事会の出欠状況や、評決の委任の有無については外部に公開されていない。非公開情報 1 を公開すると、出席者が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。 <ul style="list-style-type: none"> また、人事に関する本件団体の内部管理に属する事項についての特定の個人意思表示が明らかになると、公開されることを前提としていなかった理事会において、自由な議論をためらわせるなど、今後の率直な意見交換が阻害される可能性があるため、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある。 以上のことから、条例第 5 条第 1 号本文及び第 2 号本文に該当すると判断する。 （文書 2）非公開とした情報は、評価委員会の決定通知書に記載された議長の氏名である。評価委員会は、本件団体の規則に基づき設置され、本件団体事務局から報告する本件構成員の懲戒等の諸事案を評価するものであり、その構成員は外部に公開されていない。そのため、議長の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 （文書 3）非公開とした情報は、解雇された本件構成員の雇用年月、生年月日、解雇理由である。解雇された本件構成員の雇用年月及び生年月日については、外部に公開されておらず、個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 <ul style="list-style-type: none"> また、解雇理由は、解雇された本件構成員が自ら公開しているが、文書 3 にある本件団体が記載した解雇理由と同一の記載が外部に公開されているものではない。そのため、文書 3 に記載された解雇理由は、個人に関する情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、人事に関する本件団体の内部管理に属する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第 5 条第 1 号本文及び第 2 号本文に該当すると判断する。 		

<p>審査会の 判断理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（文書４）非公開とした情報は、解雇された本件構成員に関する情報に加えて、他の本件構成員に関する情報である。 これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるものからなっており、条例第５条第１号本文及び第２号本文に該当すると判断する。 ・（文書５）非公開とした情報は、財団の財務に関する項目・記載事項の一部とその金額であり、外部に公開されていない本件団体の内部管理の事項に属する情報と認められ、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第５条第２号本文に該当すると判断する。 非公開とした情報は、労働組合の欄に記載された個人の氏名及び専務理事、常務理事に関する情報であり、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、条例第５条第１号本文に該当すると判断する。 ・（文書６）非公開とした情報は、本件構成員の個人に関する情報である。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるものからなっており、条例第５条第１号本文及び第２号本文に該当すると判断する。 ・（復命書）神奈川県行政文書管理規則第６条では、本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならないと定めている。 本件理事会において、実施機関はオブザーバーとして出席しており、実施機関の事務処理に関する会議とまではいえない。また、上司への復命は口頭で行っていることから、復命書を作成していないという実施機関の説明は不合理とはいえない。
<p>答申年月日</p>	<p>平成 26 年 12 月 11 日（答申第 595 号）</p>

情報公開審査会答申第 596 号の概要

件名	特定団体の理事会の配付資料等一部非公開の件（その２）（諮問第 648 号）		
請求文書の概要	<p>特定の２日に開催された特定団体（以下「本件団体」という。）の理事会（以下「本件理事会」という。）の復命書及び配付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）</p> <p>配付資料の内訳は、座席表、出席者名簿（以下「文書 1」という。）、平成 23 年度収支補正予算書（案）（以下「文書 2」という。）、平成 24 年度収支予算書（案）（以下「文書 3」という。）、法人寄付一覧（以下「文書 4」という。）、2007 年から 2012 年までの歩み（以下「文書 5」という。）、平成元年度から平成 23 年度までの財務等に関する表（以下「文書 6」という。）、理事会概要復命書（以下「文書 7」という。）、理事会等の流れ（想定）・次第（以下「文書 8」という。）、座席表、出席者名簿（以下「文書 9」という。）、自主公演入場者一覧（以下「文書 10」という。）、財産目録（以下「文書 11」という。）、処務の概要（以下「文書 12」という。）、第 3 号議案（以下「文書 13」という。）、平成 23 年度・24 年度個人定期会員加入数（以下「文書 14」という。）、平成 23 年度賛助会員受付状況（以下「文書 15」という。）及び重要伝達事項（以下「文書 16」という。）。</p>		
請求年月日	平成 25 年 5 月 21 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 19 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（文化課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>・事前に本件団体に対して意見書の提出機会を付与して、本件団体が自ら主体的に公表している情報の有無や、公開すると本件団体に不利益をもたらす情報の有無等を確認のうえ、慎重に検討を行った結果、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号該当により、一部の情報を非公開とした。</p>		
不服申立年月日	平成 25 年 9 月 9 日		
不服申立ての趣旨	<p>・今回の一部公開では、本件理事会での審議内容の全貌が明らかでなく、特に本件団体構成員（以下「本件構成員」という。）の解雇に係る解雇理由など審議内容が明らかになっていないとするものである。</p>		
諮問年月日	平成 25 年 9 月 19 日		
審査会の結論	<p>・本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号及び第 2 号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> （文書 1）非公開とした情報（以下「非公開情報 1」という。）は、理事長、副理事長並びに専務理事以外の理事及び評価委員ほか一部出席者の氏名・所属である。本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体のホームページにおいても公開されているが、理事会での出欠状況や、評決の委任の有無については外部に公開されていない。 非公開情報 1 を公開すると、出席者が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。 また、人事に関する本件団体の内部管理に属する事項についての特定の個人意思表示が明らかになると、公開されることを前提としていなかった理事会において、自由な議論をためらわせるなど、今後の率直な意見交換が阻害される可能性があるため、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある。 以上のことから、条例第 5 条第 1 号本文及び第 2 号本文に該当すると判断する。 （文書 2）非公開とした情報は、個々の収入及び支出科目の予算額に係る本件団体事務局の説明や分析であり、これらは、外部に公開されていない経理に関する法人の内部管理の事項に属する情報である。 これらの情報は、本件理事会において口頭での補足説明を伴うことを想定して記載されたもので、必要な説明を欠いて外部に公開されると、誤解を生じさせるおそれ又は本件団体の意図に反して用いられ、本件団体の運営に不利益をもたらすおそれがあり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。 （文書 3）非公開とした情報は、収入・支出科目に係る本件団体事務局の説明や分析であり、これらは、外部に公開されていない経理に関する法人の内部管理の事項に属する情報である。 		

これらの情報は、本件理事会において口頭での補足説明を伴うことを想定して記載されたもので、必要な説明を欠いて外部に公開されると、誤解を生じさせるおそれ、本件団体の意図に反して用いられ、本件団体の運営に不利益をもたらすおそれがあり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

- ・(文書4)非公開とした情報は、一部の法人名及び金額である。

寄付者の名称や金額等の情報については、寄付者の意向に留意しなければ、不利益をもたらすおそれがあること、また、寄付者と本件団体との関係悪化を招き、本件団体への支援の後退や本件団体の信用低下に繋がるおそれがあり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、寄付金額を自ら外部に公開している寄付者及び外部への公開を承諾している寄付者以外の法人名及び金額については、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書5)非公開とした情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるとともに、本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書6)非公開とした情報は、外部に公開されていない本件団体の財務に関する情報であり、本件団体内部の経理に関する情報と認められ、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

非公開とした情報は、労働組合の欄に記載された個人の氏名及び専務理事、常務理事に関する情報であり、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
- ・(文書7)非公開とした情報は、特定の理事、評議員等の氏名、発言内容である。

理事会での出欠状況や発言内容については外部に公開されていない。公開することにより、出席者が特定され、個人の意思表示が明らかになることから、個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがある。また、発言内容により、法人の内部管理の事項に属する情報が明らかになり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書8)非公開とした情報は、第3号議案の内容である。当該議案は、個人に関する情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、団体の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書9)非公開とした情報(以下「非公開情報9」という。)は、理事長、副理事長及び専務理事以外の理事及び理事代理ほか一部出席者の氏名・所属である。本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体ホームページにおいても公開されているが、理事会での出欠状況や評決の委任の有無については外部に公開されていない。

非公開情報9を公開すると、出席者が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。

また、人事に関する本件団体の内部管理に属する事項についての特定の個人の意思表示が明らかになると、公開されることを前提としていなかった理事会において、自由な議論をためらわせるなど、今後の率直な意見交換が阻害される可能性があるため、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある。

以上のことから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書10)非公開とした情報は、購入者数、有料入場者数、招待者数及び差引有料者数欄に記載された人数及び割合(%)である。

これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報(経理に関する情報)であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書11)非公開とした情報は、財産目録に記載されている個々の財産の内訳、数量、取引先の名称、借入先等である。

これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報(経理に関する情報)であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書12)非公開とした情報は、議決権の行使状況、審議への参加状況(委任状提出による出席者数)及び役員会の運営状況である。

	<p>これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。</p> <p>非公開とした情報は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、また、本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。</p> <p>非公開とした情報は、評価委員の氏名である。</p> <p>評価委員会は、楽団員就業規則に基づき設置され、本件団体事務局から報告する本件構成員の懲戒等の諸事案を評価するものであり、その構成員は外部に公開されていない。</p> <p>そのため、評価委員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（文書13）非公開とした情報は、第3号議案の内容である。当該議案は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び本件団体の内部管理の事項に属する情報で、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるものからなっており、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。 ・（文書14）非公開とした情報は、一般及び割引の個人会員加入数である。 これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報（経理に関する情報）であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。 ・（文書15）非公開とした情報は、本件団体の賛助会員の異動状況（新規、退会の受付状況）である。 これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報（経理に関する情報）であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。 ・（文書16）非公開とした情報は、冒頭部分以外の記載事項であり、人事に関する情報が記載されている。 これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別され、また、本件団体内部の人事に関する情報で、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。
答申年月日	平成26年12月11日（答申第596号）

情報公開審査会答申第 597 号の概要

件名	県営住宅及び借上公共賃貸住宅の管理に関する協定書一部非公開の件（諮問第 649 号）		
請求文書の概要	特定地域の県営住宅及び借上公共賃貸住宅の管理に関する特定年度の協定書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 7 月 29 日	諾否決定年月日	平成 25 年 8 月 12 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（住宅営繕事務所）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 9 月 24 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開となった情報のうち、「氏名」（以下「本件氏名」という。）のみ公開されるべきである。神奈川県個人情報保護条例に基づき個人情報保護されることから、「職名等」、「経験年数」及び「資格保有状況等」の公開は求めない。 ・民間法人でも、県の指定管理を受け、県と協定書を結び、行政の担い手となったならば、その従業員の氏名は公開され、誰が行政を担っているかが明らかにされるべきである。神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 1 条に定められたとおり、私には知る権利がある。 ・県営住宅の運営の歴史は長く、伝統があり、公務員が担ってきた。その担い手である公務員の氏名は公開されてきた。指定管理制度に移行したからといって担い手の氏名を非公開にするのはおかしい。条例第 5 条第 1 号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。 ・また、同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」にも該当する。 		
諮問年月日	平成 25 年 10 月 1 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は、知事と本件管理者が特定日に締結した本件基本協定書に基づく、本件協定書である。</p> <p>（本件異議申立ての対象について） 本件異議申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件氏名についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の管理を県が行っていた時であれば、異議申立人が主張するように、その管理を担当する県職員の氏名が記載された行政文書について情報公開請求を受けた場合には、県職員の氏名は職員録等で原則として公表されていることから、慣行として公にされている情報に該当し、公開されたものと思料される。 ・しかしながら、現在県営住宅の管理を行っている指定管理者である本件管理者は民間事業者であり、県とは異なり職員の氏名を慣行として公にしている事実が認められない。したがって、本件氏名は、従来から「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないので、本号ただし書イには該当しないと判断する。 <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書エ該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件の場合、個別具体的な危害が現に生じているとはいえ、又は、将来そのような危害が発生することが予測される状態が存在しているとはいえない。 		
審査会の判断理由（続き）	したがって、本件氏名は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第 5 条第 1 号ただし書エに該当しないと判断する。		
答申年月日	平成 26 年 12 月 11 日（答申第 597 号）		

情報公開審査会答申第 598 号の概要

件名	特定建物の取壊しに係る届出書一部非公開の件（諮問第 650 号）		
請求文書の概要	特定建物の取壊しに係る届出書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 7 月 19 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 23 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 9 月 25 日（收受）		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開することができない部分の内容は、すでに公に閲覧、縦覧、交付が認められている建築計画概要書で明らかになっている内容であり、条例第 5 条第 1 号ただし書アにあたる。 よって本件処分には、法令上の誤りがある。 ・ 今回、確認申請の段階で情報開示されている建物滅失に関する届けは、特定の法人（以下「本件甲法人」という。）自らが建物を取り壊し、その後新築したという建築工事届の様式（建築基準法施行規則第 40 号様式）で申請されている。そのことから、情報開示されていない部分の住所、氏名は、発注者でなければならない。 よって、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当し、開示決定されなければならない。 ・ 法務局の滅失登記は、特定の関係者（以下「本件関係者」という。）が特定の測量事務所に依頼していることから、解体するまでは本件関係者の所有となっていない。 故に、本件行政文書の委任状（以下「本件委任状」という。）について、本件関係者が特定の法人（以下「本件乙法人」という。）を代理人として委任していなくてはならない。 よって、本件行政文書 1 ページ目の元請業者として既に明らかにされている本件乙法人の住所氏名が代理人の住所に記載され、公開されても何の不都合も無いはずであるにも関わらず非公開とされ、全く意味のない非公開部分である。 代理人の本件乙法人の名前が非公開とされた理由を問いたい。 		
諮問年月日	平成 25 年 10 月 23 日（收受）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は建設リサイクル法第 10 条第 1 項に基づき、同法の対象となる建設工事の発注者が知事に届け出た届出書一式であり、届出書本紙（様式第一号）（以下「本件届出書本紙」という。）、本件委任状、分別解体等の計画等、案内図、現地の写真及び工事工程表で構成されている。</p> <p>（本件異議申立ての対象について） 本件異議申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報（以下「本件非公開情報」という。）について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について） 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件非公開情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件届出書本紙について 本件届出書本紙で非公開とされた情報は、発注者又は自主施工者の個人名、印影、住所及び電話番号であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 ・ 本件委任状について 本件委任状で非公開とされた情報は、委任者の個人名、印影及び住所並びに代理者に定められた者の欄に記載された人物（以下「本件人物」という。）の氏名（以下「本件代理者欄氏名」という。）及び代理者の住所である。 		

<p>審査会の判断理由 (続き)</p>	<p>委任者の個人名、印影、住所及び本件代理者欄氏名については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>代理者の住所については、本件委任状で委任を受けた者が法人であるか個人であるかによって、適用される条例の条項が異なり、公開の適否の判断に影響があると考えられるが、代理者に定められた者の欄には、本件乙法人名と、その後に本件代理者欄氏名が並列して記載されており、書面上だけでは委任を受けた者が法人か個人のいずれであるかが判然としなかった。</p> <p>その点につき審査会が実施機関に確認したところ、建設リサイクル法においては、対象となる工事の発注者等に届出義務を課しているため、第三者が届出する場合は代理権限証明情報としての委任状を提出させており、通常の業務において代理者とは、あくまで書類の提出及びその過誤訂正等の行為を行う自然人その人を示すものとして取り扱われていることから、本件委任状においても委任を受けた特定の個人の情報であるとして、代理者の氏名及び住所を非公開としたものとのことである。</p> <p>こうした実施機関の説明に特段不合理な点は見られず、他にその説明を覆す特段の事情もないことから、本件委任状で委任を受けた者は個人であると判断する。そしてそれを前提とすれば、代理者の住所については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>なお、委任を受けた者が個人であるとすれば、本件代理者欄氏名の前に本件乙法人名を併記し公開したことは、本件人物の属性の一部を明らかにし、個人を一定程度絞り込むことになってしまうが、本件乙法人名の記載のみを以て特定個人を識別することはできないと考えられ、本件乙法人名を公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人は、本件非公開情報は、閲覧、縦覧、交付が認められている建築計画概要書、建築工事届及び登記で明らかになっている内容であり、同号ただし書アに該当すると主張している。 ・ 建築計画概要書とは、建築基準法第6条第1項に定める建築確認申請の際に提出される書類の1つであり、建築基準法や同法施行規則等において閲覧が義務づけられるとともに、神奈川県においては、神奈川県建築基準条例第52条の18の2において、写しの交付が認められているものである。 <p>本件行政文書に係る土地における建築計画概要書(以下「本件建築計画概要書」という。)を審査会として確認したところ、本件非公開情報に該当する情報が明らかになっているとは認められなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事届とは、建築基準法第15条第1項の規定により、建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合において知事に届出された文書であり、そもそも建築計画概要書のように法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等が認められている文書ではない。 ・ 不動産登記は、不動産登記法第3条により不動産の表示又は不動産についての権利の保存等についてするものと規定されているが、本件非公開情報に必ずしも不動産の権利者が記載されているとは限らないことから、本件非公開情報が明らかになっているとは認められない。 ・ 他にも、本件非公開情報が法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報と認められる事情は見受けられないことから、条例第5条第1号ただし書アに該当しないと判断する。 <p>(2) 本件非公開情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、同号ただし書イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年2月18日(答申第598号)</p>

情報公開審査会答申第 599 号の概要

件名	特定会議の議事録等一部非公開の件（諮問第 653 号）		
請求文書の概要	特定期間で開催された神奈川県地方税制等研究会（以下「本件研究会」という。）の審議状況を記録した文書（以下「本件公開文書」という。）及び議事録（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 8 月 7 日（収受）	諾否決定年月日	平成 25 年 10 月 7 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（税制企画課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件行政文書に記録されている各委員の発言は、非公開を前提としてなされたものであり、本件行政文書は各委員の率直な意見が直接的な表現で記録されているものである。また、この議論の過程では、非公開であるが故に、各委員が専門分野のみならず専門分野以外の分野の内容についても言及しているほか、未公表の見解なども述べられている。そうすると、本件行政文書を公開することにより、県と当該委員との間の信頼関係を損ない、今後、当該委員のみならず他の専門家の協力も得られなくなるなど、本件研究会の運営のほか、本県における同種の審議、検討会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・ 本件研究会の委員数は、5 名であり、専門分野も異なることから、発言者の氏名等のみを非公開としても、発言内容と各委員の専門分野から、発言した委員を特定し得る。このため、本件行政文書全体が、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、非公開情報に該当する。そして、本件行政文書に記録されている内容は、前項のとおりであり、本件行政文書を公開することにより、当該専門家の認識に対する誤解が生じ、結果として当該専門家への評価を損なうおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。 		
不服申立年月日	平成 25 年 10 月 30 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件行政文書は、平成 25 年 3 月 21 日、最高裁判所によって地方税法に違反し、無効と判断された神奈川県臨時特例企業税（以下「本件県税」という。）の導入提言に至る、特定期間にかかれた本件研究会の議事録である。 ・ 仮に、本件研究会の各委員が、最高裁判所の判断と異なる見解を述べていることが明らかになるとしても、そのことにより、委員個人の利益を侵害することにはならず、また、研究者としての評価が下がりもしない。発言が 12 年以上も前のものであることに加え、裁判所の判断と異なる見解を持つ学者や個人が数多くいることは、事案を問わず、公知だからである。 ・ 本件研究会では、4 名の経済学者と 1 名の法律学者の委員が、専門外の分野の事項についても発言しているというのであるから、委員名を黒塗りにすれば、どの発言が誰のものをか断定することは、経験則上不可能である。したがって、本件行政文書全部を非公開にする理由はない。 ・ 本件県税が無効となった結果、県に多大な損害が生じたことを考えると、同税導入に至る経緯の検証は重要で、本件行政文書の公開は大きな公益である。知事が主張する各種「おそれ」は、いずれも抽象的なものに過ぎない。本件行政文書は、少なくとも委員名を除いて、公開されるべきである。 		
諮問年月日	平成 25 年 11 月 12 日（受理）		
審査会の結論	・ 特定会議の議事録を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件研究会の委員は、専門分野が異なることから、5 名の委員名を非公開として、発言内容を公開したとしても、発言内容と専門分野を照合することで、公表された委員名簿から発言者が誰であるか特定され、又は特定され得るため、本件情報は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る」ことから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>条例第5条第4号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件研究会は設置された当時、委員の間で率直な意見交換が行われるように、非公開を前提として開催されており、議事録の内容を公開することとしていなかったと実施機関から説明があった。 ・ 委員名を非公開としても、発言内容は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る」ことから、当初から非公開を前提としていた本件情報を公開することにより、県と本件研究会委員との信頼関係が損なわれるおそれがある。 <p>また、複数の附属機関等において、重複して任命される委員もいることから、上記のような信頼関係が損なわれる事態となれば、当該他の附属機関等の運営にも影響が生じ、当該他の附属機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあると認められる。</p> <p>さらに、非公開を前提とした会議であることから、本件行政文書には、各委員の忌たんのない自由な発言が記載されており、必要な補足説明を伴わないまま公開されると、記載された内容について誤解を生じさせるおそれ、神奈川県及び本件研究会の意図に反して利用されたりするおそれがあることから、税制調査等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、本件行政文書を公開することによる利益と比較してもなお、上記のとおり支障が大きく、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年2月18日(答申第599号)</p>

情報公開審査会答申第 600 号の概要

件名	教育委員会事務局メモ等不存在の件（その1）（諮問第 654 号）		
請求文書の概要	特定年月日提出期限（以下「本件期限日」という。）の各県立高校の特定科目の選定希望教科書（以下「本件選定希望教科書」という。）名が分かる事務局メモ（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 10 月 18 日	諾否決定年月日	平成 25 年 10 月 31 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	教育委員会（高校教育指導課）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	文書不存在のため。		
不服申立年月日	平成 25 年 11 月 5 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校の教科書採択に当たっては、各県立高校の教科書選定会議（教科会の会議等）の適切な手続きを経て、校長により神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出され、希望教科書を県教育委員会が承認するということがこれまでの慣例として、県教育委員会で確認されていた。 実施機関は、報告された本件選定希望教科書のうち、特定出版社の教科書（以下「本件教科書」という。）を希望する高校（以下「本件高校」という。）名を確認した上で、特定日（以下「本件依頼日」という。）に、本件教科書を希望した本件高校の校長に「他社の教科書」に強制的に変更するよう指示をした。 本件高校で、本件教科書が強制的にどのような変更がなされたのかが大きな問題となっている。 実施機関は、本件期限日の本件選定希望教科書名の分かる資料がなければ、本件依頼日に本件高校の校長への本件教科書の変更依頼をすることができない。 本来、本件選定希望教科書の記録は存在するものであり、神奈川県情報公開条例第 5 条第 3 号の趣旨、規定、要件に基づき、県教育委員会はその記録は公開すべきである。なぜなら、本件選定希望教科書名は未成熟な検討段階の情報ではなく、すでに県教育委員会に提出後の情報だからである。さらに、その記録が「事務局メモ」であったとしても、また、そうでなかったとしても何らかの形で情報は公開されるべき対象と考える。 		
諮問年月日	平成 25 年 11 月 26 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<ul style="list-style-type: none"> 特定年の教科書選定手続は、本件期限日に至るまでは例年通りの手続で進められていたが、特定日開催の県教育委員会の委員協議会での質疑を契機に、翌日（本件依頼日）朝、特定の幹部職員（以下「本件幹部」という。）を含む県教育委員会の幹部職員の間で、本件教科書の使用申請が拒否されるおそれがあるとして、本件幹部が、本件教科書の使用申請をした本件高校に対し、再考を依頼することとしたと認められる。 しかし、教科書の使用申請は、教科書選定システム（以下「本件システム」という。）において高校ごとに電子情報のやりとりで行われるため、本件期限日現在の申請状況を一覧化したファイルは作成されず、そのため、実施機関の職員が、本件高校の名称を記したメモを作成し、これによって、再考を依頼すべき高校を特定したと認められる。 この再考依頼を受け、本件高校全部が、8 月上旬の再度のチェックまでに、申請を修正して他社の教科書に差し替え、これを確認した後、本件高校の名称を記したメモは、目的を達成して不要になったと判断され、廃棄されたと認められる。 本件システム上でデータを日々上書きし、これ以外に、各高校から文書を提出させることはない認められる。 以上確認したとおり、実施機関の、本件対象文書を作成していないとの説明は、不合理とまでは言えない。 		
答申年月日	平成 27 年 2 月 18 日（答申第 600 号）		

情報公開審査会答申第 601 号の概要

件名	教育委員会事務局メモ等不存在の件（その２）（諮問第 655 号）		
請求文書の概要	特定日（以下「本件依頼日」という。）に再考を依頼した高校の校長に対し、特定の幹部職員（以下「本件幹部」という。）及び事務局が読み上げた原稿及び内容の分かる資料、文書及び事務局メモ（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 10 月 18 日	諾否決定年月日	平成 25 年 10 月 31 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	教育委員会（高校教育指導課）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	文書不存在のため。		
不服申立年月日	平成 25 年 11 月 5 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度の県立高校の教科書採択に関わり、特定教科書（以下「本件教科書」という。）を希望していた高校（以下「本件高校」という。）の校長が本件依頼日に集められ、実施機関から本件教科書を変更するよう求められた。 ・ 実施機関は、校長に対して、「再考依頼」と言いつつ、「本件教科書を変更しない場合、校名が公表されれば、場合によっては街宣車などがきて学校が混乱する等の外部からの圧力があるかもしれない」という「脅迫」とも言える説明がなされ、学校での混乱を招いた。 ・ 実施機関は、報告された各県立高校の特定科目の選定希望教科書を、本件依頼日に本件教科書を希望していた本件高校の校長に「他社の教科書」に強制的に変更するよう指示をした。 ・ 本件高校で、本件教科書が強制的にどのような変更がなされたのかが大きな問題となっている。 ・ 本件依頼日の「再考」を依頼した校長に対する本件行政文書は、すでに終了した事案の情報であり、神奈川県情報公開条例第 5 条第 3 号の趣旨、要件、規定に基づき、公開されるべき対象と考える。 ・ また、ある高校の職員からの話として、「校長が職員会議で、読み上げ原稿は高校教育指導課長が教育長まで決裁をとったと話をしていた。」と聞いた。そのため、文書があるはずと考える。 		
諮問年月日	平成 25 年 11 月 26 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定年の教科書選定手続は、提出期限日に至るまでは例年通りの手続で進められていたが、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の委員協議会での質疑を契機に、翌日、本件幹部を含む県教育委員会の幹部職員の間で、本件教科書の使用申請が拒否されるおそれがあるとして、本件幹部が、本件高校に対し、再考を依頼することとしたと認められる。 ・ 本件幹部は、本件依頼日に、その旨を本件高校の校長に伝達したが、その内容は、当日朝、本件幹部も参加した幹部職員間の話合いで決まったことであり、発言内容についてメモを作るまでもなく幹部職員間で共有されていたものであったため、本件幹部は、再考依頼のための読み上げ原稿等を用意することなく、本件高校の校長に向けて口頭で再考を依頼したと認められる。 ・ 以上確認したとおり、教科書の再考を依頼するという簡易な内容であり、当該内容を幹部職員で共有していたという経緯から見て、実施機関の、本件対象文書を作成していないとの説明は、不合理とまでは言えない。 		
答申年月日	平成 27 年 2 月 18 日（答申第 601 号）		

情報公開審査会答申第 602 号の概要

件名	特定会議の事務局メモ等一部非公開の件（その１）（諮問第 651 号）		
請求文書の概要	特定日に開催された神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の委員協議会（以下「本件会議」という。）の事務局メモ（以下「本件行政文書」という。）、議事録（以下「本件不存在文書」という。）及び資料		
請求年月日	平成 25 年 8 月 6 日	諾否決定年月日	平成 25 年 8 月 20 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（総務室）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 号		
非公開理由	<p>（本県行政文書について） 公開した場合、外部からの干渉、圧力等により委員同士の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に妨げられるおそれがあり、ひいては今後の教育行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。</p> <p>（本件不存在文書について） 県教育委員会としての意思決定は、あくまでも県教育委員会会議（以下「委員会会議」という。）での議論を経て行われるものであり、その会議録は公開されている。本県会議では事前の整理は行うが、意思決定は行わないから会議録は作成していない。</p>		
不服申立年月日	平成 25 年 10 月 18 日		
不服申立ての趣旨	<p>（本県行政文書について）</p> <p>(1) 条例第 5 条第 3 号該当の点については、条例の趣旨、解説などから次の点を指摘できる。</p> <p>ア 県の機関が行う審議、検討又は協議に関する情報は、「県が県政を県民に説明する責任を全うするように配慮すべきであることから、意思形成過程情報を県民に公開することの公益性を客観的に評価し、公開することによる利益と非公開とすることによる利益とをよく比較衡量して判断することが特に求められる。」</p> <p>イ また、条例第 5 条第 3 号は、「公開のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に非公開とするものであり、適用に当たっては、慎重な判断が必要である。例えば、非公開で開催された会議の議事録を請求された場合であっても、議事録の記載内容が本号に該当するか否かを具体的に検討して判断すべきである。」</p> <p>ウ 本件行政文書の非公開理由として、実施機関は、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に妨げられるおそれがあり」、「今後の教育行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること」を挙げているが、今回の場合、情報が公開されることによって、発言者に危害が及んだり、外部からの圧力がかかり、政策遂行に不当な影響を与えるおそれは極めて少ないと考える。</p> <p>エ 非公開情報が否かの判断に際して、「形式的には意思形成過程の情報であっても、実質的に審議、検討等が終了している情報」は「本号に該当する可能性が低いと考えられる。」</p> <p>(2) 前記アからエのとおり、実施機関の説明は一方的、表面的であり多くの問題点を含んでおり、到底納得できるものではない。条例第 5 条第 3 号の趣旨、規定に基づき、本件行政文書は公開されるべきものとする。</p> <p>（本件不存在文書について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定日に開催された本件会議の後、事務局が再考を求めているのだから、本件会議は、実質方針決定を行った会議である。会議録は作成され、少なくとも氏名は非公開でも内容は公開されるべきである。 		
諮問年月日	平成 25 年 10 月 25 日		
審査会の結論	実施機関が、特定会議の事務局メモを非公開としたこと及び特定会議の議事録を作成していないとして公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき公開される委員会会議の前段階として、そこでの発言等のための各本件委員個人の意思形成に資するための準備的研究協議の場である。 		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 本件不存在文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前記1のような性格からすれば、本件会議での意見交換につき会議録を作成しない慣行も不合理ではないと考えられる。 ・ したがって、実施機関において、本件不存在文書を作成しないことは、不合理とまでは言えない。 <p>3 本件行政文書の条例第5条第3号該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第3号は、「県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。</p> <p>(2) 本件行政文書について、当審査会において確認したところ、A4判1枚の紙面にいくつかの項目を列挙した形で作成された手書きのメモである。一見したところでは、本件会議に出席した事務局職員が自己の手控えとして作成したメモであるようにも見える。しかし、実施機関は、局内で共有したと述べていることから、行政文書と認められるので、以下、検討する。</p> <p>(3) 本件行政文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件会議が各本件委員個人の準備的意思形成のための場であってみれば、その意思形成過程を適正に保つため、そこでの発言内容等は、他からの干渉等から特に保護されるべきものである。 ・ このため、発言内容等に関わるメモを公開し、他からの干渉の可能性を残すことは、本件会議及び公開の場である委員会会議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損なわせるおそれがあると認められる。 ・ したがって、本件行政文書は条例第5条第3号に該当すると判断する。
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年3月18日（答申第602号）</p>

情報公開審査会答申第 603 号の概要

件名	特定会議の事務局メモ等一部非公開の件（その２）（諮問第 652 号）		
請求文書の概要	特定日に開催された神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の委員協議会（以下「本件会議」という。）の事務局メモ、議事録（以下「本件不存在文書」と総称する。）及び資料		
請求年月日	平成 25 年 8 月 6 日	諾否決定年月日	平成 25 年 8 月 20 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	教育委員会（総務室）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 13 条に定める「教育委員会の会議」とは異なり、教育課題や懸案事項などについて、施策の未成熟な段階から本件委員が自由に論議を行う研究協議の場であることから非公開で行っており、議事録は作成していない。 ・ 本件会議では、特定科目の教科書の採択についての請願（以下「本件請願」という。）に関する本件委員の意見交換について、事務局はメモを残していない。 		
不服申立年月日	平成 25 年 10 月 18 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件行政文書は、特定日に開催された本件会議に関するものである。 ・ 本件会議は、本件請願に係る重要な請願書と意見陳述に関する内容に対して、非公式とはいえ、また自由な意見交換の場とはいえ、実質的な協議、検討がなされる場でもある。しかも、後日、本件請願の採決を行うことから、本件会議は極めて重要な意味を持つはずである。本件会議は正式な公務の場所であり、出席者である教育委員（以下「本件委員」という。）は公職にある方々である。非公式の協議の場という位置付けであるとしても、何らかの情報となる記録は残すべきものであり、原則として県民に何らかの情報は公開されるべきと考える。 ・ 「意思形成過程情報は、県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、県が県政を県民に説明する責務を全うするように配慮すべきである」という条例第 5 条第 3 号などの観点から、会議録も無く、事務局メモすら残さないという本件会議のあり方は、会議として大問題であり到底納得できるものではない。 		
諮問年月日	平成 25 年 10 月 25 日		
審査会の結論	実施機関が、特定会議の事務局メモ及び議事録を作成していないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件会議について <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件会議は、地教行法に基づき公開される委員会会議の前段階として、そこでの発言等のための各本件委員個人の意思形成に資するための準備的研究協議の場である。 2 本件不存在文書について <ul style="list-style-type: none"> ・ 前記 1 のような性格からすれば、本件会議での意見交換につき会議録を作成しない慣行も不合理ではないと考えられる。 ・ したがって、実施機関において、本件不存在文書を作成しないことは、不合理とまでは言えない。 		
答申年月日	平成 27 年 3 月 18 日（答申第 603 号）		